

バス回数券の使用終了および払戻しについて

(変更版)

平素より当社バスをご利用いただき、誠にありがとうございます。

このたび、バス回数券につきましては、令和8年3月31日をもって使用を終了いたします。

つきましては、回数券をお持ちのお客様に対し、下記のとおり払戻しを行います。

【払戻期間】

令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日

【払戻場所】

- ・ くしろバス本社窓口
- ・ 白糠出張所
- ・ 釧路駅前定期券窓口
- ・ 厚岸営業所

【ご持参いただくもの】

- ・ 回数券（表紙が残っているもの）

※回数券払戻申告書に記入いただき、回数券とともに受付いたします。払戻金額が確定後、払戻金受領書に署名を頂きます。

なお、4月上旬は定期券購入のお客様が多く、窓口が混み合う場合があります。

お時間に余裕をもってお越しくください。